

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月30日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

笠間ポンプ場無停電電源装置緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

栄区笠間三丁目30番1号

3 契約日

令和7年6月2日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月2日から令和7年9月30日

5 契約金額

15,000,000円（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社明電舎 横浜支店

横浜市中区日本大通18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

笠間ポンプ場無停電電源装置が故障し、発電設備、ポンプ設備の運転及び遮断器の開閉動作ができなくなったため、緊急対処する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

無停電電源装置の機器は、株式会社明電舎が製作した部品により構成されており、専門的な知識及び高度な技術をもとに設計され、組み合わされて、機能を実現するものであり、これらの部品がすべて正常に動作しなければ本来の機能を発揮することはできません。そのため、仕様および機能を熟知した者が施工する必要があります。したがって、当該設備の専門技術・知識を保有し、設備の構造を十分熟知した、施工が唯一可能な株式会社明電舎と随意契約いたしました。

9 所管課

下水道河川局 下水道施設部 栄水再生センター